

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

大洲市長 様

〒 _____

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

空き家バンク制度物件調査申込書

空き家バンク制度に登録したいので、大洲市空き家バンク制度実施要綱第4条第1項の規定により、次のとおり物件調査を申し込みます。

物件の所在地	大洲市										
賃貸・売却の別	<input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 賃貸又は売却（どちらでも可）										
建築年	年（築 年）	修繕の要否	<input type="checkbox"/> 修繕不要 <input type="checkbox"/> 修繕必要								
土地	m ² （ 坪）	利 用 状 況	<input type="checkbox"/> 年間常時利用していない。 <input type="checkbox"/> 年 月頃空き家となる予定								
建 物	1階 m ² （ 坪）										
	2階 m ² （ 坪）										
構 造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他										
添 付 書 類	登記事項証明書（ <input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物）・課税証明書（ <input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物）										
<p>●物件調査を行う宅地建物取引業者について、次のとおり選択し、当該業者に必要な情報の提供をすることを承諾します。（該当する箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。）</p> <p><input type="checkbox"/> 公益社団法人愛媛県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会愛媛県本部（以下「協会」という。）に選定を依頼する。</p> <p><input type="checkbox"/> 特定の協会の会員に依頼する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>会 員 名</td> <td>_____</td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 媒介契約を締結している会員に依頼する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>会 員 名</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>連 絡 先</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>取 引 態 様</td> <td>媒介（<input type="checkbox"/>専属専任・<input type="checkbox"/>専任・<input type="checkbox"/>一般）／<input type="checkbox"/>代理</td> </tr> </table> <p>※ 複数の宅地建物取引業者と契約している場合は登録できません。</p>				会 員 名	_____	会 員 名	_____	連 絡 先	_____	取 引 態 様	媒介（ <input type="checkbox"/> 専属専任・ <input type="checkbox"/> 専任・ <input type="checkbox"/> 一般）／ <input type="checkbox"/> 代理
会 員 名	_____										
会 員 名	_____										
連 絡 先	_____										
取 引 態 様	媒介（ <input type="checkbox"/> 専属専任・ <input type="checkbox"/> 専任・ <input type="checkbox"/> 一般）／ <input type="checkbox"/> 代理										
<p>●家屋情報等を確認するために必要な市税情報を利用することを承諾します。</p>											

<注意事項>

- 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定の趣旨に基づき、申込みされた個人情報は、本事業の目的以外には利用しません。
- 登録申込みの際には、協会会員と媒介契約を締結する必要があります。また、空き家等の売買又は賃貸借に関する契約が成立した際には、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に基づく額の範囲で、報酬が必要となります。